

平成28年度 第9回人事委員会 会議結果

1 開催日時

平成28年9月2日（金）午前10時～10時15分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】	委員長	曾我紀厚			
	委員	中原都			
	委員	上田博久			
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一	
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明	
	係長	湯ノ口修	係長	古川真史	
【傍聴者】		なし			

4 議題

報告第1号 2016年度給与勧告等に関する要求書について

5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

6 議事

◇報告第1号

2016年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】



2016年8月30日

鳥取県人事委員会
委員長 曾我紀厚 様

鳥取県職員労働組合

執行委員長 三浦敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 苗村るみ子



鳥取県教職員組合

執行委員長 寺谷昭人



鳥取県高等学校教職員組合

執行委員長 吉岡悟志



鳥取県教育委員会事務局職員組合

執行委員長 梶川和則



鳥取県非常勤職員労働組合

執行委員長 竹氏高司



地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター職員労働組合

執行委員長 寺田直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部

執行委員長 西村裕生



2016年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、私たち鳥取県で働く地方公務労働者の給与・労働条件改善に向けてご努力されていることに敬意を表します。

人事院は8月8日に月例給・一時金ともに引き上げるとともに、扶養手当制度を見直す勧告・報告と両立支援制度を改正する勧告及び意見の申し出を行いました。

貴委員会におかれましては、この勧告等を参考に2016年度鳥取県給与勧告等に向け、現在検討を進めておられることと思います。その際には、地方公務員の労働基本権制約の代償機関としての機能を十分に発揮するとともに、私たち鳥取県で働く地方公務労働者が置かれている現状を十分踏まえ、下記要求事項の実現に向け最大限努力いただくよう要求します。

記

1. 勧告・報告について

- (1) 地方公務員法24条はじめ、第13条及び第14条に基づき、国・他県との公務の近似性や人材確保に十分留意して、公務の職責・業務内容に見合った賃金を勧告すること。
- (2) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」に基づいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 一時金が引き上がる場合は、すべて期末手当に配分すること。
- (4) 育児介護休業法の改正に即し、仕事と家庭の両立支援の充実を図るよう「職員の育児休業等に関する条例」並びに「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正について意見の申出を行うこと。
- (5) ハラスメントの防止について、民間法制内容をふまえた防止策の措置、各職場への啓発をはかっていく等積極的な対応を行うこと。また発生した場合の対応について、指針の見直し等任命権者への指導を行うこと。
- (6) 月例給の改定日を2016年4月1日とすること。

2. 賃金、諸手当に係る諸制度の改善について

- (1) 活力ある公務組織を維持していくため、また職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう、任命権者に指導すること。
- (2) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人材確保のため、給与水準を全国水準に合わせて改善すること。
- (3) 人材確保が困難化している看護師、教員、薬剤師、獣医師等について、待遇を改善し、適正な人員を確保すること。
- (4) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。
- (5) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表との整合を図ること。
- (6) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。
- (7) 労働組合専従退職者の復職時昇給調整を3/3とすること。

- (8) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
ア 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
イ 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。

(9) 子にかかる扶養手当を引き上げること。また、教育加算額を引き上げること。

(10) 月45時間超の時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。

3. 雇用と年金の接続について

- (1) 年金支給年齢が63歳になるまでに、定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
- (2) 当面、職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活水準と適切な労働条件を確保するための対応をはかること。
- (3) 現場の実態に即した制度運用がなされるよう、任命権者に対して必要な対応をとること。

4. 臨時・非常勤職員の処遇改善について

- (1) 臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」(2014年7月4日、総行公59号)をふまえ、人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 臨時・非常勤職員の休暇制度を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。特に介護休暇の分割取得や育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、育児休業及び介護休暇を取得できる職員の要件緩和等について所要の措置を講ずること。
- (3) 学校現場において臨時的任用職員を雇用する際、再任用を前提とした空白期間を設けないこと。

5. 休暇制度の改善について

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
ア メンタル疾患に関する休暇期間を180日へ延長すること。
イ 病気通算判定期間(クーリング期間)の延長等、任命権者が恣意的な運用をしないよう指導すること。
- (2) 育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (3) 子の看護休暇の子の対象年齢を18歳に引き上げること。

- (4) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。
 - ア 病気休暇が取得しやすい環境を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
 - イ 現行病気休暇の適用にならない不妊治療について特別休暇を制度化すること。

- 6. 職場環境の改善について
 - (1) 時間外勤務の正確な実態把握と職員の健康を害するような長時間勤務を防ぐために職場の労働安全衛生体制の確立とともに労働基準監督権をもって任命権者を監督すること。
 - (2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策、労働災害の防止策を講じるよう管理職の責任を明確にして労安体制の確立をすること。
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。
 - (4) 休職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。
 - (5) 離職者の再採用制度を創設すること。
 - (6) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガン・人工透析等の治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。
 - (7) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を任命権者に指導すること。

- 7. その他の労働条件の改善について
 - (1) 公務職場への外国人の採用を促進するとともに、障害者差別解消法に基づき障害者雇用の促進を図ること。そのため、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと。
 - (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。

- 8. 上記の要求項目については、労働組合と十分交渉、協議を行い、合意に基づいて進めること。

7 次回人事委員会の開催

平成28年9月9日（金）午前10時から開催することとした。